

新型コロナウイルス感染症関連情報

早めのワクチン接種をご検討ください

市内の新規感染者数が増加しています。ワクチンの4回目接種は、重症化予防を目的としているため、60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患がある方などが対象です。また、3回目までの接種がお済みでない方も、引き続き接種を受けることができます。

集団接種会場では、若い方が接種を受けやすいよう、平日夜間や土・日曜日、祝日も開設しています。また、一部の会場では、予約なしでも3回目接種を受けられます。

接種会場の予約枠には余裕がありますので、対象の方は早めの接種をご検討ください。

予約方法

個別接種でどなたでも接種を受けられる「一般枠」を予約する方と、集団接種会場を予約する方は、お手元に接種券をご用意の上、市コロナワクチン接種コールセンター【右記】にお問い合わせいただくか、市ワクチン接種予約サイトから予約してください。なお、個別接種の「一般枠」は、医療機関に直接連絡をしても予約できませんので、ご注意ください。

また、個別接種で各医療機関が直接予約を管理する「かかりつけ枠」を予約する方は、医療機関ごとの予約方法で予約してください。

予約・相談

市コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-57-8970

8:30~21:00 (土・日曜日は18:00まで)

耳や言葉の不自由な方 ☎245-5128

✉cv-call@city.chiba.lg.jp

市ワクチン接種予約サイト

ホームページから接種予約ができます。



利用可能な市内の医療機関や集団接種会場は、市ホームページをご覧ください。市コロナワクチン接種コールセンター【上記】にお問い合わせください。

ワクチン接種を受けたことの証明をしたいときは

国では、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、旅行などの際に新型コロナワクチンの接種を受けた証明を活用することを想定した仕組みづくりが行われています。証明を活用する際は、事前に旅行先などの案内をご確認いただき、本人確認書類と併せてお持ちください。

予防接種証明書はアプリで即日取得できます！

マイナンバーカードと読み取り機能付きのスマートフォンをお持ちであれば、予防接種証明書をアプリで即日取得することができます。アプリで取得した予防接種証明書は、アプリ上でいつでも参照可能です。

*撮影した画像やコピーでもご使用いただけます。

接種を受けたことの証明として活用できるもの

予防接種済証 (接種券の右下)



予防接種証明書 (海外用は英語も併記)



アプリでの予防接種証明書の取得方法

①接種証明書アプリをダウンロード



デジタル庁ホームページ

②マイナンバーカードを読み取る



③マイナンバーカード作成時に設定した、券面事項入力補助用の暗証番号4桁を入力



④海外渡航に利用する場合は、旅券を読み取る



⑤発行完了！



予防接種証明書の紙面交付は郵送で

マイナンバーカードやスマートフォンをお持ちでない方など、紙面の予防接種証明書の交付を希望する方に、郵送で申請を受け付けています。紙面交付には、7~10日程度お時間がかかりますので、旅行などのご予定がある場合は、早めに申請してください。

申請方法 申請書(ホームページから印刷。各区役所地域振興課でも配布。)に、必要書類【右記】を添付して、〒260-8722千葉市コロナワクチン接種コールセンターワクチンパスポート交付担当へ。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。市コロナワクチン接種コールセンター【上記】にお問い合わせください。

必要書類

- 本人確認書類の写し(海外用=パスポート、国内用=マイナンバーカード、運転免許証など)
- *パスポートに旧姓・別姓・別名の記載がある方は、確認できる書類の写し(旧姓併記されたマイナンバーカード、運転免許証、戸籍、住民票の写しなど)も必要になります。
- 切手(普通郵便の場合84円)を貼った宛先明記の返信用封筒

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

2022年度分の住民税均等割非課税世帯のほか、1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯(家計急変世帯)についても、給付金の申請を受け付けています(2021年中の収入減少は対象外)。期限を過ぎると給付金を受け取れませんのでご注意ください。

詳しくは、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

千葉市 住民税非課税 給付金

支給金額 1世帯につき10万円

申請期限 9月30日(金)消印有効

*給付金は1世帯1回限り、重複受給はできません(既に住民税非課税世帯の給付金を受けた世帯等は対象外)。

☎市非課税世帯等給付金コールセンター

☎0120-201-745 (平日8:30~17:30) ☎245-5541

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金および総合支援資金の貸付終了などにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、自立支援金の申請を受け付けています(収入や資産が基準額を超えている場合は、支給できません)。期限を過ぎると、自立支援金を受け取れませんのでご注意ください。

詳しくは、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

千葉市 自立支援金

申請期限 8月31日(水)消印有効

相談窓口を開設しています

対面相談、申請の受け付けも行っています。ご利用ください。

☎市自立支援金事務センター(市役所地下1階)

☎市自立支援金事務センター

☎400-2689 (平日8:30~17:30) ☎245-5541